

元の生活を返せ・いわき市民訴訟第33回口頭弁論レポート

1 はじめに

今回の期日から、いよいよ原告本人尋問が始まりました。

今回の期日では、4人の原告の尋問が行われました。

原告1人あたりの尋問時間は、原告代理人による主尋問が45分、被告東電と被告国の反対尋問をあわせて35分とされました。

2 各原告の発言内容について

① Tさん（女性）

本人尋問トップバッターを飾るTさん。尋問前の3日間、緊張でほとんど寝ることができなかつたらしい。しかし、Tさんの主尋問・反対尋問は、そんな素振りには微塵も見せず、実に見事なものであった。

主尋問では、子育てには理想的であった原発事故前のいわき市の自然豊かな環境について、情景がすぐそこに浮かぶかような語り口で語り始めた。絶対安全と聞いていた原発が爆発するという受け入れがたい突然の出来事、放射能の危険性についての不確かな情報に右往左往する様子、「自主避難」という子どもの命を守りたくての究極の決断、夫を残しての家族分離による避難生活、避難先での気苦労、食物アレルギーを持つ子供たちが長期間自宅以外の環境で生活することの苦労、フクシマ差別への恐れ、子供たちを守りたいと充実した仕事を辞めての避難はしたものの、その喪失感の大きさなど、Tさんの苦悩が手に取るように分かる内容であった放射性物質への不安を持ちながらも、家族としての一体性を維持したいと思い、いわき市に帰ってきたこと、帰ってきたからも、従前の自然豊かないわき市ではなく、子どもの放射性防護のために、可能な限り努力してきたことなど、親として、母としての子を思う心が分かる内容であった。

主尋問以上に、Tさんの反対尋問への反論は見事であった。事故後間もなく、いわき市では十分なインフラが整っていたのに、避難先からすぐに帰らないことは不自然であり、単なる自己判断であったと言わせたい相手方代理人に対し、「インフラの問題ではなく、放射性物質の子どもへの将来的影響を心配しての判断」と切り返すTさん。また、いわき市の空間放射線量は低く、避難を継続することは不自然であると印象づけたい相手方代理人に対し、「当時、放射能の評価や信頼できる情報は分からない状態」であつて、このような状態の中では、子どもの一層の安全を考えて防護的措置を採るのは当然のことであることなど、親であるTさんの反対尋問に対する回答は、まさに、子どもの命を守りたいという気持ちのこもった闘う尋問であった。ありがとう。Tさん。

② Sさん（男性）

（担当弁護士の感想）

Sさんは、2011年3月の原発当時、臨月の妻と2歳の長男の3人暮らし。原発事故直後に二男が誕生しました。サーフィンを趣味にしていた若いお父さんです。

ついに始まったいわき市民訴訟の本人尋問初回2番バッターとして、Sさんは素晴らしい証言をしてくださいました。

Sさん夫婦と担当弁護士との打ち合わせは5回に及びました。奥様の協力も得ながら、原発事故から現在までのSさん夫婦の恐怖と不安と奮闘の記憶を呼び覚まし、整理していきました。そうして、尋問本番は、素晴らしい証言をしてくださいました。Sさんご自身は、とても緊張した！と言われましたが、どの練習よりもよかったです。きっと原発事故から今に至るまで、子どものためにと放射能と闘い走り続けてきた経験があるからこそ、尋問本番でも本領を発揮することができたのではないかと感じています。

（尋問では）

Sさんは、避難できるようになるまでの間、得たいの知れない恐怖の中、妻とおなかの子どもを守るため、生きるために必死に行動していたこと、避難をしていわきに帰還後も、幼い子どもを守るためにできる限りのことをしてきたことを語ってくれました。被ばくを避けるため、子どもに外遊びをさせず、福島県産の食材を避け、飲料水は購入し、洗濯物の外干しもやめ、海にも一切行っていません。

限りある経済事情の中、こうした様々な犠牲を払いながら、できる限りの工夫をしてきました。すべては子どもに健康で長生きをしてもらいたいから。Sさんは、遊びたい盛りの子どもの外遊びをさせなかったことで子どもに申し訳ないという思いと、でもやはり子どもには健康で長生きしてほしいという思いに挟まれているという葛藤を証言してくださいました。すこし考えた後、Sさんが、「でも健康が一番だから」と言われたときには、父親の深い悩みがじんと伝わってきました。

最後に原発事故で失ったものは何かと聞かれたSさんは、しばらく考えた後、「自由」と言いました。事故前は何も気にせずしていた当たり前のことに事故後は抑制をかけるようになってしまったと。

もうひとつ、Sさんは、事故により失ったものとして「人間関係」を挙げました。原発事故前にサーフィンに行っていた海は、Sさんにとって仲間と交流する場所でもあったのです。事故後、福島第一原発から漏出する汚染水が問題になっているいわきの海に行かなくなったことで、仲間と交流する場はなくなり、仲間とも疎遠になってしまったと証言されました。

このSさんの最後2つの証言には、私たち弁護団もハッとさせられました。Sさん、ありがとう、おつかれさまでした！

③ Sさん（女性）

法廷でSさんの証言を聞いた弁護士の感想です。

Sさんは、原発事故当時臨月の妊婦で、直後に出産しました。妊婦としての不安、新生児を抱える母親として不安、現在まで続く子どもの健康への不安について、真摯に説明していただきました。親は、子どもの健康について後悔したくないのです。

証言内容は概略以下のとおりでした。

出産予定日の2011年3月11日に東日本大震災が起き、実際に出産したのは3月13日でした。それだけでも、十二分に大変な状況であるのに、福島第一原発事故まで起こりました。

そのうえ、その病院は海岸線に近かったことから、出産翌日の14日に、Sさんは生まれたばかりの新生児を抱いて外に出て、高台に避難までしました。原発が爆発しており、子どもを被ばくさせてしまったとの思いが今も強く持っています。

退院後に見た、いわき市内の状況は、想像以上にひどかった。いわきには、走っている車も、歩いている人もいない状況で、物資も入って来なかった。特に、新生児のためにミルクやオムツ等が全く手に入らなかった。

避難するにも葛藤があった。首も据わっていない新生児を移動させて良いのか、子どもたちの学校を考えると避難して良いか。でも、子どもたちを守りたいという思いから避難した。いつガソリンが切れるか、もし途中でとまってしまうと、放射能が迫ってくるとの不安が常にあった。

夫の妹の嫁ぎ先に、家族5人で避難した。新生児の夜泣きもあり、気遣いが絶えなかった。夫は仕事でいわきに戻ってしまい、ますます気疲れをしてしまった。

それでも、直ぐにいわきに戻らなかったのは、やはり放射能が怖いから。子どもたちに何か影響がでてからでは手遅れ。しかし、友だちと離れたくないとの子どもの気持ちや、経済的な面からいわきに戻らざるを得なかった。

いわきでは、事故前は山や海に行っていたが、全く行かなくなってしまった。事故後1年間くらいは、洗濯を部屋干ししたり、子どもの外遊びに気をつけたりしていた。いわきの野菜は事故後2～3年は全く使わず、今も積極的に使おうとは思わない。現在も子どもたちの甲状腺がんが気になってしまう。

以上の主尋問に対する東電の反対尋問は、いわきが安全であったと印象づけ、避難をしたことや放射能への不安が、単なる個人的な判断にすぎないと印象づけようとするものであった。しかし、Sさんは、放射能に関する情報は、あまり集めてしまうと、不安に不安を重ねてしまう、といった多くの市民が持っていた当時の心理状態を説明しました。Sさんの証言は、不安なものは不安、子どもを心配する親として当然の思い、といったことがよく分かるものでした。

④ Sさん（女性）

4人目に登場したのは、いわきさくらんぼ保育園の保育士、Sさんです。主担当を笹山弁護士が、副担当を下里弁護士が担当しました。

（1） Sさんについて

Sさんは、原発事故当時40歳代の女性で、高校生から小学生まで、5人の娘さんの母親であり、また、さくらんぼ保育園に長年勤務するベテラン保育士さんでした。

放射性物質の被害から子どもたちを守るため、いったん東京都羽村市への避難を家族で行うのですが、3月30日のさくらんぼ保育園の再開に合わせていわきに戻るという選択をされた方です。

（2） Sさんのポイントを保育園生活の問題に置く

Sさんの場合、まず問題として考えたのは、Sさんとご家族自身が被害者であるとともに、さくらんぼ保育園とその子どもたちの受けた被害を語れることからいわきの子どもたちが受けた被害全般について語れる方であったことから、そのいずれにウエイトを置くかという問題です。

Sさんご本人、主担当、副担当弁護士で協議をした結果、いわき市民訴訟の目的が、いわき市の市民が受けた被害を原告を通じて全般的に明らかにするというところにあることから、いわき市市民である子どもたちが保育の場面でいかなる被害を受けたのかについて赤裸々に語れるSさんの保育士としての生活の場面について詳細に語ってもらおうと言うことに決めました。

そこでSさん個人の生活とその被害について語ってもらう場面を長くても15分、保育園での被害について語ってもらうことを25分以上と想定して尋問を行うこととしました。

（3） 尋問の準備として現地を見る

直前になってはしまいましたが、尋問の直前に、さくらんぼ保育園現地を笹山と下里で訪問し、子どもたちの生活について園舎や園庭、散歩コースをたどるなどして、詳細にたどることとしました。

とくに散歩コースの一環であるところの「杉の子山」登山へのチャレンジは、笹山と下里についてチャレンジなものになりました。正直…、きつかったです。3歳の子どもたちがここを登る？ウソだろ！？と思いました。

しかしおかげで、イメージ豊かに尋問をすることが出来ました。

(4) Sさんの尋問

Sさんの尋問は、午後3時から行われました。Sさんは緊張気味。佐藤弁護士が、「笹山弁護士を見てください。『俺に任せろ』って感じの顔をしているでしょ？だから任せで大丈夫」と、ナイスフォロー。そうです、あんなに準備したんだから、大丈夫。

実際に尋問が始まると、本人はきちんと言うべき事実を言ってくれました。

さくらんぼ保育園は、『発達補償』ということを理念としている保育園。子どもそれぞれの発達の度合に応じて、十分、存分な発達を促す。そのために、十分な運動、自然や動物や農作物など本物との触れ合い、地域や「親さん」と呼ばれる保護者のみなさんとの連携協力のもと、山登りコースを含む長時間の散歩、園庭での十分な遊び、農作業への従事、川遊び、運動会・夏祭り・秋祭り・収穫祭・バザーといったイベント、年長さんは年5回に及ぶ合宿といったイベントも開催している。

それぞれの機会を通じ、子どもたちに、その発達段階に応じた発達を十分にしてもらう。

「杉の子山」への登山を含む散歩も、その一環として極めて大切でした。登山には足の親指による踏ん張りが不可欠であり、この親指に力を入れる運動が、子どもたちの発達に欠かせないからです。

この山の散歩コースには、「過酷コース」と呼ばれるコースがあり、「過酷コース」では、足のみならず、手を使って登るのでなければ、登り切れない急峻です。そしてその急峻からの帰り道は、子どもたちは長い滑り台を降りるようにお尻で滑って降りていく！なんて素敵なんですよ！

でも、今はこの「過酷コース」への登山をすることはできません。「杉の子山」は放射性物質に汚染され、そこへの立ち入りは、安齋育郎先生による測定によって通り抜けるだけなら、との判定をもらうまで杉の子山への登山はできなかったからです。そしてその間、山にはクマザサが生い茂り、もう道がどこにあるのかもわからなくなってしまったのです。

事故の直後には、そもそも園庭で遊ぶことも、田んぼのあぜ道を散歩することもできませんでした。事情を理解できない2歳児の子どもたちは、それまで当たり前に行っていた園庭での外遊びに出ようとして保育士に止められ、なぜダメなのかと癩癩を起す。これまで子どもたちに、「いいんだよ、存分に遊びなさい」としてきたのに、急に「それはダメ、あれはダメ」という話をせざるを得なくなりました。自分たちの保育の全てが否定され、発達の機会を奪われた子どもたちがかわいそうで仕方がない。Sさんはこのことを涙ながらに訴えました。

東電と国による反対尋問に対しても、Sさんは、認めるべき事実は認めながら、終始一貫したお話をされました。

Sさんの話によって、事故直後の期間だけでなく、いわき市の子どもたちが事故後恒常的に発達の機会を奪われる事態に立ち至ったことを明らかにすることができたと思います。

3 次回以降の日程と時間

次回以降の日程について、次のように決まっています。今回の期日と同じように、原告4人ずつの尋問を予定しています。

3月5日（火）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

5月8日（水）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

7月23日（火）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

9月10日（火）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

11月20日（水）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

以 上